年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1.	今回	のあっ	っせん	连0	つ概要
	/ 🗀	~ <i>~ ~ ~ ~ ~</i>	<i>,</i>	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

旭川厚生年金 事案487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月25日から同年2月2日まで

② 昭和36年10月5日から同年11月1日まで

申立期間①について、A株式会社に昭和31年12月1日に入社したが、ねんきん特別便の記録では、同社の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が32年2月2日となっていたので、ハローワークで雇用保険の加入記録を確認したところ、同年1月25日に資格取得した記録となっていた。雇用保険の加入記録のある期間から、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、A株式会社B支店から、昭和36年11月1日付けの辞令により同社C支店に転勤した。会社の規定に基づいた通常の転勤であり、厚生年金保険に未加入となるような事情は一切無かったので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の加入記録(昭和32年1月25日取得から57年9月30日離職まで)から、申立人が申立期間①及び②の期間においてもA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、昭和36年11月1日付けの辞令により課長に昇任してA株式会社B支店から同社C支店へ転勤したと主張しているところ、C支店における申立人の前任者は、同支店において申立人が記憶

している辞令の日付と同日(昭和36年11月1日)に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人は同日にB支店からC支店へ異動したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に 判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給 与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和36年9月のA株式会社B支店に係る社会保険事務所(当時)の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時のことは資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、同僚 15 人の雇用保険の加入記録を確認したところ、8 人について雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことから、A株式会社B支店では雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いとしていなかったと考えられ、このうち回答のあった4人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

また、前述の同僚15人について、回答のあった13人のうち5人は「3か月か6か月の試用期間があった。」としており、A株式会社B支店では社員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の資格取得年月日、及び申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」には、昭和32年2月2日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案488

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月21日から52年9月1日まで 昭和48年12月13日から、A市の株式会社BにC担当として勤務し、 約4年後に退職した。その間の健康保険と厚生年金保険の保険料は、4年 間滞りなく会社側に納付しているので、申立期間について厚生年金保険被 保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bに昭和52年8月まで勤務したと主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は50年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、雇用保険の離職日の記録と一致している上、雇用保険の加入記録により、同社を離職後に求職者給付を受給したことが確認できる。

また、申立人を記憶していた同僚からは、「申立人は、あまり長く働いていた記憶は無い。」との回答を得ており、このほか連絡の取れた同僚からは、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる証言等は得られなかった。

さらに、株式会社Bにおいて、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる期間及び申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、雇用保険の加入記録が確認できた申立人を含む5人について、厚生年金保険と雇用保険の加入記録が一致していることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険の手続を併せて行っていたものと考えられる。

加えて、オンライン記録によれば、株式会社Bは、平成14年12月21日に 厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主(申立期間当時の D課長)からも申立内容を裏付ける証言等を得ることができず、このほか、 申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。